

札幌市環境影響評価条例の運用に係る課題対応 (電子データに係る事項) について

1 基本的な考え方

(1) 電子データの提供を求める必要性について

①パブリックコメント等・審議会答申への対応

条例改正の際に提出されたパブリックコメントの内容、札幌市環境影響評価審議会からの答申は以下のとおりである。

●条例改正に係るパブリックコメント（平成 25 年 1～3 月）

【意見】

「環境影響評価図書をインターネットでの公表を義務づけていますが、それら公表されたものは、別途札幌市においても保管・インターネット公表できる仕組みづくりをお願いします。

【意見の理由】

インターネット公表については、事業者によるものであり、環境影響評価が終了した後は、インターネット公表の義務はなくなります。従いまして将来的には環境影響評価図書を確認できない可能性があります。よって札幌市がその部分の担保を取り、環境影響評価図書を含め、一連の手続について保管・インターネット公表を行うべきと考えます。

【市の考え方】

ご意見を踏まえ、事業ごとの一連の環境影響評価手続きの確認が可能となるように、環境影響評価図書の保管・インターネット公表の仕組みづくりについて、検討を行ってまいりたいと考えております。

●札幌市環境影響評価審議会からの答申（平成 25 年 3 月 22 日）

2 札幌市環境影響評価条例改正のあり方

(4) 環境影響評価図書の公表

イ 掲載期間

環境への影響を評価するためには、環境影響評価手続きの経過を把握する必要があることから、事業者はインターネットにより公表した環境影響評価図書について、次段階の図書（方法書であれば準備書、準備書であれば評価書）まで公表するよう努める必要がある。

これらの意見等を考慮し、条例改正時には技術指針に以下の内容を記載した。

【技術指針】

第 5 配慮書等の公表等

4 配慮書等のインターネット上での掲載の継続

環境への影響を評価するためには、環境影響評価手続きの経過を把握する必要があることから、事業者はインターネットにより公表した配慮書等について、次段階の図書（方法書であれば準備書、準備書であれば評価書）が公表されるまで掲載を継続するよう努めること。特に、評価書については、その事業が着手され供用開始されるまでの期間や事後調査報告書の提出があるまでなど、一定期間、掲載を継続するよう努めること。なお、掲載を継続する場合は要約書でも可とする。

しかしながら、この記載内容は事業者の努力規定であり、パブリックコメントへの根本的解決にはいたっていないといえる。

したがって、さらなる制度の創設により環境影響評価制度の充実を目指すこととする。

②コミュニケーション推進のための情報提供の拡充

縦覧期間の終了後、市民は次の図書の公表まで情報公開制度以外には、その図書に関する情報を入手できないのが現状である。

今後、アセス手続における事業者と市民等のコミュニケーションの推進を図るためにも、市民が時と場所を限定されずに、図書等に関する情報を継続的に入手することができる制度の拡充が必要である。

③図書情報等の適切な保管

最近の環境影響評価図書はページ数も増加し、今後、案件数の増加等によっては行政側の保管スペースにも限界が生じることが予想される。

今後の案件手続に係る図書等については、紙による保管は最小部数とし、電子データによる保管が必要不可欠となってくる。

なお、札幌市公文書条例が施行されたことから、今後は、図書等の扱いに関して条例所管部局との調整も含めて、適切な対応を検討していく。

④事例の蓄積によるデータの有効活用

今後、環境影響評価制度の充実にあたって、過去の図書データを以下のような事項に活用していくには、電子データによる取扱いが必要となる。

- ・類似案件による事業者への指導啓発資料、審査時への活用
- ・配慮書手続時における事業者からの情報提供依頼への行政対応
- ・市民等（事業者を含む）への各種啓発事業、講習会等における情報活用
- ・生物多様性に関わる各種取組への活用 等

(2) 電子データの提供・利用等に係る規定の創設について

本市以外の多くの自治体と異なり、本市における環境影響評価の制度は、事業者が主体となって行うものであることから、図書等に関する電子データの提供・利用については、他の自治体のように施行規則で義務付けるのではなく、著作権を保持している事業者の同意を前提とする規定の創設が望ましいと考える。

(3) WEB上で縦覧継続を行う図書の種類について

電子縦覧を継続する場合、事業者、市長の何れが実施する場合でも、ハード上の課題（サーバー容量、セキュリティ等）に伴う経費（自社サーバーの更新、外部サーバーの利用経費）等の負担が発生する可能性がある。

一方、技術指針では継続図書は要約書でも可とする旨が記載されている。サーバーの負荷の観点からは大きな支障はないと考えられるが、様々な情報が記載されている本編が見られず要約書のみでは情報不足といえる。

実際に縦覧の継続を行う場合には、事業者、市長とも条件が整うのであれば、本編を継続することが望ましいと考える。

(4) 縦覧継続の期間について

環境影響評価に係る全ての手続が完了するまで、各段階での図書が全てセットとして縦覧できることは、事業内容の変更や環境影響評価の修正等が比較できることが理想である

が、最新の状況を確認することが重要なため現在の図書だけで良いとの考え方もある。

実際、方法書から評価書までは、共通した記載事項（事業予定地や周辺の状況、修正されなかった各手法等）があり、次の段階の図書ではそれらが最新データに更新されている。

これらのことと（3）で検討した事項等から、電子縦覧の継続の対象図書は、その時点の手続段階の図書について、最低限、次の手続段階の図書が公表されるまでの期間とすることが現実的である。

なお、案件によっては、前後の図書を比較する必要があることから、次の段階の図書の縦覧期間（条例による30日間）まで継続するなどの方法もある。

さらに、評価書の縦覧継続については、工事着手後の環境保全措置の実施状況の把握を目的とする場合や事後調査の実施の有無によって重要度が変わってくることなどから、複数の期間設定が必要と考える。

(5) 図書の貸出・電子データの複写

従来、縦覧期間中の図書やWEBデータの複写に関する問い合わせはわずかであるが、今後は、図書の貸出し（複写）や電子データの印刷などによる案件に関する情報を市民が簡単に入手できる制度により、環境影響評価手続きによるコミュニケーションの充実を図っていくことが必要となる。

条例改正に合わせて実施した技術指針の変更の際には、事業者の努力規定として追加記載したが、今後、このような市民サービスを充実させていくためには、図書及び電子縦覧のデータの著作権は事業者にあることを認識し、取扱いについては事前に事業者の同意を得ておくことが必要となる。

【技術指針】

第5 配慮書等の公表等

3 縦覧者等への便宜供与

配慮書等の縦覧について住民へのより一層の便宜を図るため、事業者は可能な限り、希望する住民への配慮書等の貸出しや複写等の便宜に努めること。

また、概要版等を作成した場合は、配布に努めること。

(6) 事業者見解等の公表継続

事業者から市長に提出される「環境保全の見地からの意見に対する事業者見解書」については、市長が告示し紙による縦覧と市HP上での電子縦覧を、条例で定められた期間（20日間）実施している。

この見解書についても図書や電子データの継続と同様、コミュニケーションの充実を図るため縦覧を継続することが必要と考えるが、図書等と同様、著作権は事業者にあることから、事前に事業者の同意を得ることが必要となる。

なお、過去の案件の市長意見については、原則、半永久的に市HP上で掲載を続けている。

2 取扱いの検討案

(1) 規定の種類等

本市における環境影響評価制度の基本は事業者の自主的な取り組みを進める点にあるこ

とから、条例や規則での義務化ではなく、事業者の努力規定を補完するため、事業者の同意を前提とした規定として「要綱」を作成する。

なお、要綱には電子データの提供だけでなく、データの活用目的に関する事項を盛り込み事務取扱規定の性格も併せ持たせる。

(2) 要綱の骨子（案）

| 規定する事項 | | 内 容 |
|--------|--------------|--|
| 1 | 名称 | 例)「札幌市環境影響評価に関する図書等の電子データの取扱い等に関する要綱」 |
| 2 | 目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価その他の手続に対する市民の参加や理解の促進 ・環境影響評価その他の手続によって得られた知見の活用（データの関係業務への活用） ・環境影響評価その他の手続に係る図書等の WEB 等での縦覧延長 |
| 3 | 取扱原則 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者（都市計画決定権者）の同意を前提。 ・文書により同意・非同意内容を確認。（様式を制定） |
| 4 | 対象データ及び仕様・形式 | <ul style="list-style-type: none"> ・条例の手続に係る一連の図書等（本編・要約書・あらまし等のうち全てまたは一部）及び見解書に係る電子データ ・CD-ROM、PDF、ファイルの分割（概ね2MB以下）等 |
| 5 | 同意確認事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・電子データの提供 ・事業者による図書のインターネット公表の継続 ・継続を同意しない場合に市長が公表すること ・見解書の公表を継続すること ・縦覧図書及び電子データの複写 |
| 6 | 継続公表方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が行う場合は事業者のHP ・市長が行う場合は本市のHP |
| 7 | 継続公表期間の例 | <p>①準備書段階までの図書（配慮書、方法書、準備書、及び各要約書） （案1-1）・次の手続段階の図書が公表されるまで （案1-2）・次の手続図書の縦覧が終わるまで</p> <p>②評価書（要約書） <事後調査なし> （案2-1）・評価書縦覧期間終了後1年間 （案2-2）・工事着手届の提出時まで（評価書終了後最長5年先） （案2-3）・工事完了届の提出時まで（事業によっては数十年先）</p> <p><事後調査あり> （案2-4）・最初の事後調査報告書の縦覧終了まで （案2-5）・全ての事後調査報告書の縦覧終了まで （案2-6）・工事完了届の提出時まで（事業によっては数十年先）</p> <p>③事業者見解書 ・市のHPに永年掲載を続ける。</p> |

表記している内容は案の一例であり、様々なパターンを検討する必要がある。

| | | |
|----|----------|---|
| 8 | 継続公表停止等の | 継続公表中の図書等は、事業者の申し出により、公表を停止できる。 (継続公表の停止申出書を様式として制定) |
| 9 | 著作権の配慮 | <ul style="list-style-type: none"> 電子データの印刷可能の判断は、事業者の判断（同意書において表明）による。 <p>＜市長が継続公表を行う場合の著作権に係る配慮の記載例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「本ファイルは著作権法上保護された著作物に該当しますが、事業者から「要綱名」による同意を得ておりますので、印刷が可能です。ただし、事業者の申出により閲覧または印刷ができなくなる場合もありますので、あらかじめご了承ください。」 「本ファイルは著作権法で保護された著作物に該当するため、事業者の許可を得ない転載、複製、転用等が禁止されています。（要綱名）による事業者の申出により印刷はできませんのでご了承ください。」 |
| 10 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> 要綱に規定していない事項については事業者と協議する旨の記載 管理部署（環境共生推進担当課）、委任（環境管理担当部長）、附則（施行時期）の記載 施行時期：H26年中（遅くともH26年4月1日）を目標 様式集 |

(3) その他の検討事項

①図書（紙）について

※インターネット環境を有さない市民がいることを考慮し以下の事項を検討する。

ア) 図書（紙）の縦覧継続についても電子データと同様に実施するか。

イ) 縦覧する場合の場所はどこにするか。

例1) 事業者が自主的に行う場合 ☞ 事業者の事務所

例2) 事業者に代わって市長が行う延長を行う場合

☞ 市庁舎（環境共生推進担当課）のみ

関係区役所は可能か

※「一律、区役所や環境プラザを縦覧場所としない」理由

☞ 他部局に条例規定期間以上の縦覧スペースの確保を依頼することは、物理的負担を掛けることとなる。

ウ) 図書（紙）の貸出し、複写について可能とするか。

※事業者が行う場合（条例規定の縦覧中、縦覧終了後）

※市長が縦覧継続を行っている場合 ☞ 市長が行うか、事業者が行う

②札幌市環境影響評価審議会から提出要請を受けた資料等（電子データ含む）

ア) 審議会への提出及び公開資料とすることの同意についても規定するか。

③要綱制定に伴う「技術指針」への追加・変更

【変更・追加が考えられる箇所及び内容の案】

第5 配慮書等の公表等

(1、2は省略)

3 縦覧者等への便宜供与

配慮書等の縦覧について住民へのより一層の便宜を図るため、事業者は可能な限り、希望する住民への配慮書等の貸出しや複写等の便宜に努めること。

また、概要版等を作成した場合は、配布に努めること。

4 配慮書等のインターネット上での掲載の継続

環境への影響を評価するためには、環境影響評価手続の経過を把握する必要があることから、事業者はインターネットにより公表した配慮書等について、次段階の図書（方法書であれば準備書、準備書であれば評価書）が公表されるまで掲載を継続するよう努めること。特に、評価書については、その事業が着手され供用開始されるまでの期間や事後調査報告書の提出があるまでなど、一定期間、掲載を継続するよう努めること。

なお、掲載を継続する場合は要約書でも可とする。

☞要綱の規定内容によって削除又は変更となることもある

5（新規追加）

3及び4については（要綱名）の趣旨に則り、事業者の可能な範囲で対応を行うよう努めること。

第6（新規追加）環境影響評価審議会への協力等

環境影響評価その他の手続において、条例第3条第2項に規定する事業者の責務規定に基づき、札幌市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）が審議会規則第5条による以下の事項に対して、事業者（その他の関係者を含む）は、正当な理由がある場合は別として、誠意をもって協力するよう努めること。

- (1) 審議会への出席の要請
- (2) 審議会における意見及び説明の要請
- (3) 審議会への資料の提出の要請

なお、事業者に正当な理由がある場合は別として、（要綱名）の趣旨に則り、審議会へ提出した資料については広く公表することに努めること。

※第6の(3)までの文案は、平成26年度第1回審議会で追加規定することとなったことを受けてのものである。

※なお書きからは、審議会への提出資料を公開することに関する内容を要綱で規定した場合の文案である。